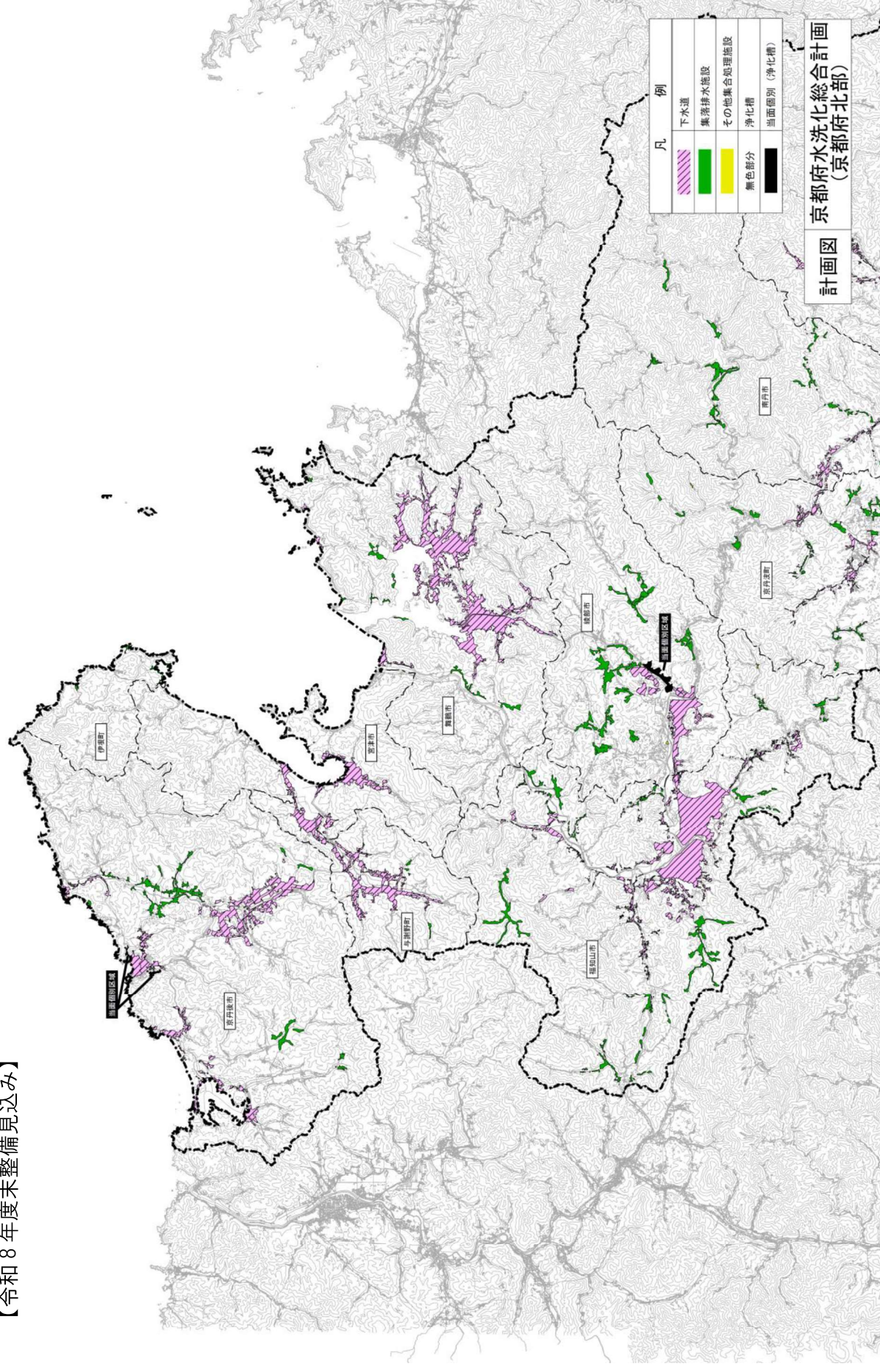
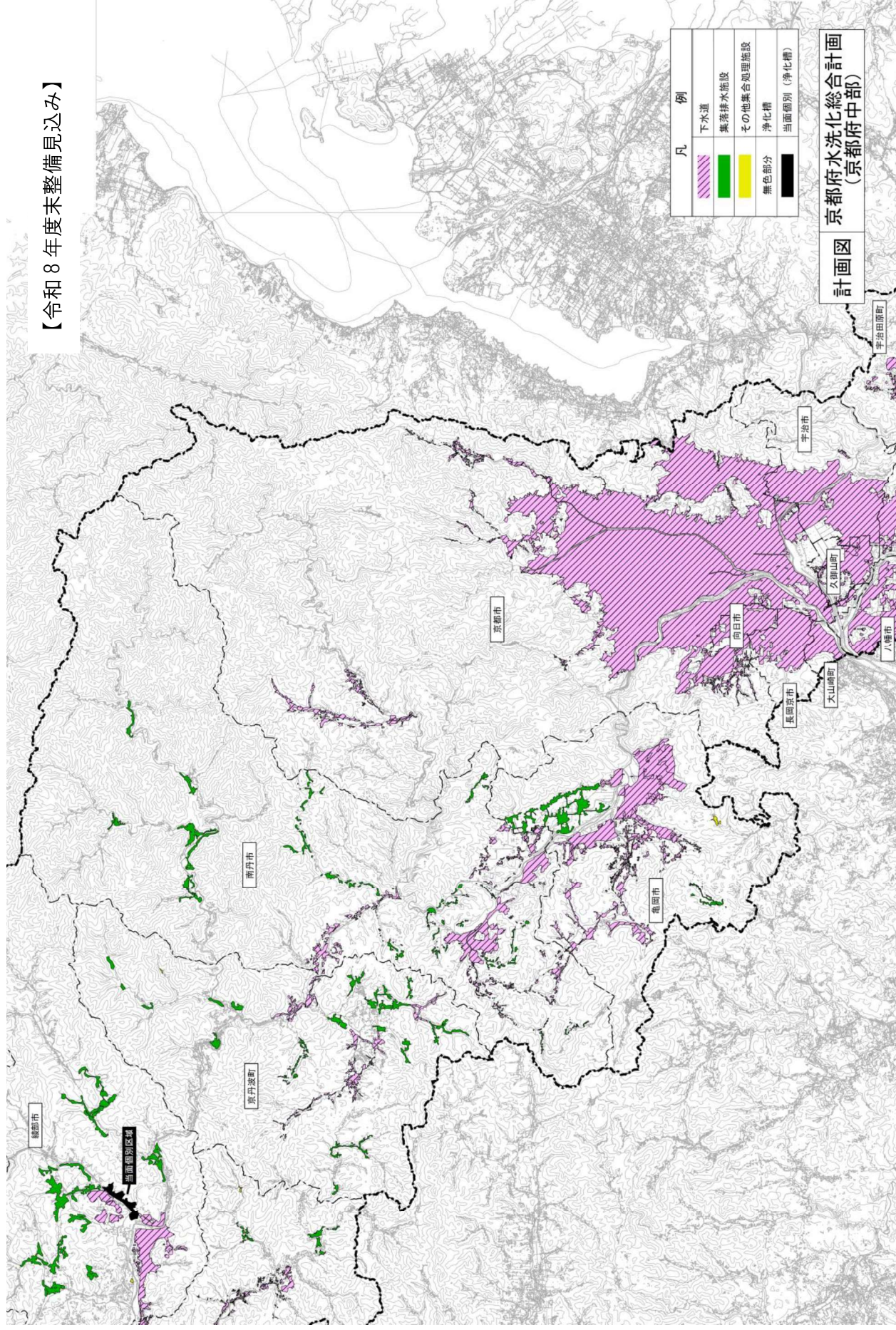


3. 整備計画図（令和8年度末整備見込み）

【令和8年度末整備見込み】



【令和8年度末整備見込み】



凡	例
下水道	下水道
集排水施設	集排水施設
その他集処理施設	その他集処理施設
浄化槽	浄化槽
当面個別区域	当面個別区域

計画図

4. 用語の解説

整備済（未整備）人口、接続済（未接続）人口、汚水処理人口普及率

下水道等の集合処理施設計画区域（集合処理区域）では、公共污水ますから終末処理場までの部分（図 42 赤色部分）は下水道等を管理する市町村が整備し、便器や台所流しから公共污水ますへ至る排水管（同図青色部分）は住民等が整備して下水道等へ接続することになっている。

整備済人口とは、赤色部分が整備済みであり下水道等を使うことができる人口のことで、図 43 の A～D がこれに当たる。一方、未整備人口とは、下水道等が未だ使えない人口で、同図 E～G がこれに当たる。

また接続済人口とは、図 42 赤色部分が整備済みでさらに同図青色部分も整備され、下水道等を使用している人口であり、図 43 の A がこれに当たる。一方、未接続人口とは、下水道等が使用できるにもかかわらず使用していない人口で、図 43 の B～D がこれに当たる。

浄化槽の計画区域（個別処理区域）では、浄化槽が整備されそれを使用している人口を整備済人口（同図 H）、浄化槽が未だ整備されていない人口を未整備人口（同図 I～J）としている。

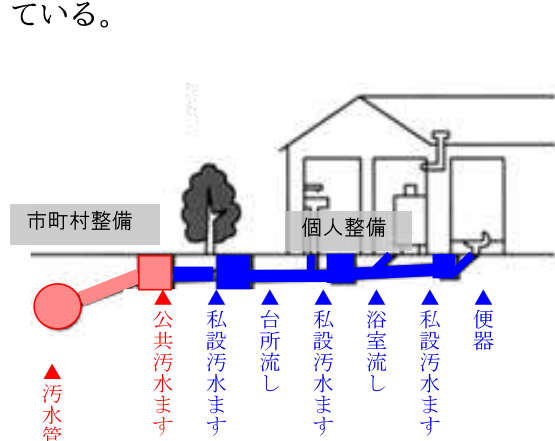


図 42 集合処理区域における住民と市町村の整備範囲

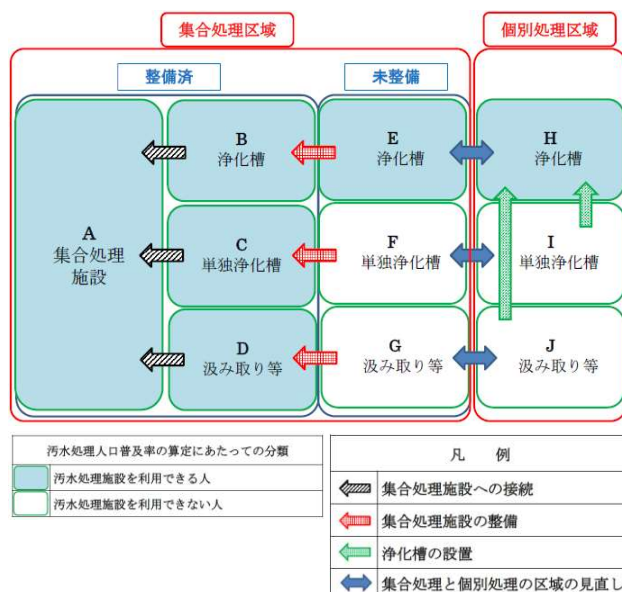


図 43 家庭で発生する汚水の処理形態（10 分類）

汚水処理人口普及率とは、汚水処理施設を使用できる人の行政人口に占める割合であり、集合処理区域の整備済人口（同図 A～D）と個別処理区域内の整備済人口（同図 H）に加え、集合処理区域内の未整備人口のうち暫定的に浄化槽を使用している人口（同図 E）も算入の対象となっており、式で表すと次のようになる。

$$\text{汚水処理人口普及率} = \frac{A + B + C + D + E + H}{A + B + C + D + E + F + G + H + I + J}$$

5. 用語集

あ行

用 語	解 説	該当 ページ
雨水貯留施設	下流の河川や水路の流下能力が不足する場合、降った雨を一時的に貯留し、下流の流下量を減少させる施設。公園貯留、校庭貯留施設や雨水調整池、雨水貯留管等の施設。	P73,75
雨水出水 浸水想定 区域	想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水が排除できなくなった場合等に、浸水が想定される区域、想定される浸水の深さや浸水が継続する時間等を公表するもの。	P31,33
雨天時浸入水	雨天時に污水系統に流入する雨水や地下水。	P21,23,42
污水处理 原価	有収水量 1 m ³ 当たりの污水处理に要した費用のこと。 污水处理に要した費用（地方公営企業決算状況調書 32 表 経営分析に関する調（一）污水处理費＜維持管理費・資本費＞と分流式下水道等に要する経費＜資本費＞を合算した額）を有収水量で除したもの。	P19
污水处理 施設	污水を清澄な処理水と汚濁成分に分離する施設。下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の各施設。	P1,2, 5 等
汚濁負荷	汚濁物質が水系に流入することにより、水域環境や水産業、農業、レクリエーション等に対して及ぼす悪影響。汚濁負源には点源と面源とがある。点源負荷は家庭や工場、事業場等の特定できる汚濁源から発生する負荷であり、後者は汚濁の排出源を特定できない、すなわち非点源汚濁源、非特定汚染源、ノンポイントソース等と呼ばれる汚濁源からの負荷をさす。	P8
下水汚泥 有効利用 率	発生する下水汚泥量のうち、有効利用されている下水汚泥量の割合。	P45,51
温室効果 ガス	太陽放射に対しては比較的透明で、地表面からの赤外放射に対しては不透明な性質をもった気体のこと。温室効果ガスが存在することにより、放射平衡が成り立つ地面温度は存在しない場合に比べて高くなる。主なものには二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、各種のフロンがある。	P32,33, 47 等

か行

用 語	解 説	該当 ページ
改築・更新	改築とは「対象施設」の全部または一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。更新とは、「改築」のうち「対象施設」の全部の再建設あるいは取り替えを行うこと。	P23,34, 37 等
ガス発電	汚泥処理過程で発生する消化ガス（メタンガス）を燃料として発電を行うこと。	P50
カーボンニュートラル	生産等によって排出される温室効果ガスの量と、森林等の植物による吸収量を同じにして、実質的にプラスマイナスゼロにする。	P32,33
管きよ	下水を収集し、排除するための施設で、污水管渠、合流管渠、雨水管渠、水路の総称。	P11,26, 76 等
供用開始	下水道の供用を開始すること。公共下水道管理者は、処理区域等所定の事項を公示し、関連図書を住民の縦覧に供さなくてはならない。	P14, 21,56
経費回収率	汚水に係る維持管理費、支払利息及び減価償却費（污水处理費）を、どの程度使用料で賄えているかを示した指標。 ・経費回収率（％）＝ 使用料単価/污水处理原価 ・污水处理原価（円／m ³ ）＝ 污水处理費/有収水量	P19,40
下水汚泥	下水処理の工程から発生する泥状物質。	P21,23, 30 等
下水処理場	下水道の施設として設けられる処理施設およびこれを補充する施設。	P21,47, 48 等
公営企業会計	民間企業と同様の会計基準に基づき、サービスの提供と資産の運用を行う。また、その経営に要する経費は、経営に伴う収入（使用料）をもって充てる独立採算制が原則とされる。	P57, 58,59
公共用水域	水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれらの水域に接続する公共溝渠、かんがい用水路等に接続する水路（公共下水道及び流域下水道で終末処理場を設置しているものを除く。）」とされており、下水道以外のほぼ全ての水域や水路が対象となる。	P18,21, 23 等
固形燃料化	下水汚泥の有効利用方法の一つで、下水汚泥を蒸し焼きにし、下水汚泥に含まれる水分を蒸発させることにより、生成する燃料をいう。生成された燃料は、石炭の代替燃料として火力発電所等において有効利用される。	P47,50, 51
緑地還元	下水汚泥等の有機物を微生物により発酵させ堆肥化することであり、肥料や土壌改良材として農業用に再生利用される。	P51

さ行

用 語	解 説	該当 ページ
再資源化	資材又は原材料、燃料として再利用することができる状態にする行為。	P1
公共浄化槽 (市町村設置型浄化槽)	市町村が設置・管理を行い、個人から負担金と使用料を徴収する浄化槽。	P30,33,34 等
し尿処理場	くみ（汲）取りし尿や浄化槽引抜き汚泥を収集して、浄化処理する施設。	P7
使用料単価	使用料単価（円／ m^3 ）＝使用料収入 ÷ 有収水量当たり、どれくらい収益を得ているかを示す数値。	P19
消化ガス	嫌気性（気体状酸素、溶存酸素が存在しない状態）消化タンクで下水汚泥中の有機物が微生物により代謝分解され発生するガス。	P47,50,51
処理水	下水処理場において汚水を水と汚泥に分離し、浄化した水。	P47,48
ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。	P54,55, 56 等
接続率	集合処理施設が利用できる人口に対して、実際に集合処理を利用している人口の割合。	P11,15,16 等

た行

用 語	解 説	該当ページ
耐震化	地震にあっても施設が機能を維持できるよう対策すること。	P26,76,76 等
耐水化	豪雨時に河川からの溢水等により施設が水没して機能不全に陥ることのないよう、発生する浸水状況を想定し、止水板の設置や、施設の設置高さの見直し、電気室等の耐水扉を設置する対策。	P26,27,77 等
耐用年数	部品や施設等が適切な管理にもかかわらず、その使用目的を達することができなくなるまでの年数。	P21,40,56
D X	DX（Digital Transformation デジタルトランスフォーメーション）企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。	P41
都市浸水対策達成率	都市浸水対策を実施すべき区域面積において、概ね 5 年に 1 回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域面積の割合。	P24,73,74
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。	P65

は行

用 語	解 説	該当ページ
バイオマス資源	化石燃料を除く、動植物に由来する有機物である資源をいう。	P23,46
排水設備	下水を公共下水道に流出させるために必要な配水管、その他の排水施設で、土地、建物等の所有者および管理者が設置するもの。	P6,70
B C P（事業継続計画）	ヒト、モノ（資機材、燃料等）、情報、ライフライン等の資源が相当程度の制約を受けた場合を想定して、下水道機能の継続、早期回復を図るための計画。非常時対応計画、事前対策計画、訓練・維持改善計画等から構成される。	P77,79
B O D（生物化学的酸素要求量）	溶存酸素のもとで、有機物が生物学的に分解され安定化するために要する酸素量であり、水の汚濁状態（主に河川）を示す指標の一つである。	P8

は行つづき

用 語	解 説	該当 ページ
P D C Aサイ クル	(1) 業務の計画 (plan) を立て、(2) 計画に基づいて業務を実行 (do) し、(3) 実行した業務を評価 (check) し、(4) 改善 (act) が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる業務管理手法のこと。	P80
法定検査	浄化槽法第 11 条第 1 項に規定された検査。浄化槽の保守点検・清掃が適正で浄化槽の機能を発揮しているか否かを確認するものであり、毎年 1 回受検する必要がある。	P6, 67,69 等
保守点検	浄化槽法第 10 条第 1 項に規定された点検。浄化槽の機能維持のため、点検や機械調整、修理、消毒剤の補充等を行うものであり、毎年 3 回以上実施する必要がある。	P6, 67,69 等
ポンプ場	下水等をポンプ揚水する目的のポンプ、配管、弁、補機類、制御設備等を含む構造物。	P79

や行

用 語	解 説	該当 ページ
有収水量	使用料の徴収対象となる水量。	P67

ら行

用 語	解 説	該当 ページ
ライフサイ クルコスト	施設の建設から廃棄までの間に必要となる建設費、維持管理費、撤去・処分費等の合計。	P54